

令和3年度第3回新潟県男女平等社会推進審議会 議事録

令和3年11月8日（月）14:00～16:00

Web会議（新潟ユニゾンプラザ女性団体交流室2）

出席委員 近藤 明彦、佐藤 ゆかり、澤口 マツ江、高野 真規、富澤 佳恵、野上 伊織、
野村 厚子、畠山 典子、丸山 さつき、若桑 昭男、渡邊 登

事務局 男女平等社会推進課：

丸山課長、細貝課長補佐、鴻巣係長、近藤主査、高橋主任

子ども家庭課：関根係長、しごと定住促進課：佐久間副参事

義務教育課：岩野指導主事、高等学校教育課：小竹副参事、

生涯学習推進課：関社会教育主事、警察本部警務課：渡邊係長

1 開 会

2 議 事

- ・第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）推進状況〈令和3年度版〉
（案）について
- ・「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の修正後素案について

3 事務連絡

4 閉 会

(事務局)

定刻となりましたので、令和3年度第3回新潟県男女平等社会推進審議会を開会します。

皆さまにはお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の出席委員数は、11名であり、条例第28条第2項に基づく定足数(委員の過半数)を満たしております。

また審議会は、条例第30条の規定により、原則として公開することとされております。

本日は、新潟ユニゾンプラザに傍聴の方がおられますので、ご報告します。

それでは、早速ではございますが、議事に入ります。渡邊会長、以降の進行をよろしくお祈りいたします。

(渡邊会長)

それでは議事に入ります。

本日の議事は「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)推進状況(令和3年度版)(案)について」と、「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)の修正後素案について」です。

会議は、16時を終了予定としておりますので、議事進行にご協力ください。

まず、本日の議事の進め方について、事務局から説明してください。

(事務局)

本日は、第3次計画の推進状況と、第4次計画の修正後の素案について審議をお願いいたします。

まず、資料1の「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)の推進状況(案)」について事務局から説明し、続いて、この「推進状況(案)」に対し、事前に委員の皆様からいただいた意見・質問をとりまとめました、資料2「事前提出意見等一覧表」について説明いたします。

ここまでの説明の後、委員の皆様から意見・質問を頂戴したいと考えております。

次に、第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)について、前回の審議会における委員の皆様からの意見などを踏まえ、素案を修正した点について、資料3により事務局から説明いたします。

その後、委員の皆様から意見を伺い、素案を確定したいと考えております。

(渡邊会長)

それでは、はじめに、第3次計画の推進状況について、事務局から概要の説明と、委員

からのご意見・ご質問に対する回答の説明をお願いします。

(事務局)

「第3次新潟県男女共同参画計画推進状況」の報告書の概要について、説明をさせていただきます。事前に送付しました資料1「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）推進状況）令和3年度版」をご覧ください。なお、資料2「事前提出意見等一覧表」についても、併せてご説明いたしますので、こちらもお手元にご用意ください。

資料1、計画の推進状況についてですが、本書は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく年次報告であり、主な内容は、計画の目標達成に向けて設定した指標の達成状況や、計画関連施策の実施状況についてまとめたものになります。この内容を審議会にご報告しまして、ご意見等を加味しながら成案化し、冊子の配布やホームページによる公表等、広く周知・活用を図ってまいります。

はじめに、指標の達成状況について説明いたします。4ページをお開きください。計画の3つの基本目標別に、主な項目について指標の達成状況等を記載しております。事前にお配りしておりますことから、概要に沿って、主な項目の説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。「基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり」に関する指標の達成状況として、男女の地位の平等について、家庭、学校教育、地域社会、職場や社会慣習など7項目について男女の地位の平等感を調査した結果、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割未満となった項目は「学校教育の場」のみであり、昨年度に引き続き、他の6項目は3割を超えている状況でした。「男性優遇」ではなく、「平等」の割合が高まること、そのためのステップとして「男性優遇」の回答割合が下がっていくこと、具体的には3割未満にしていくことを目標としているものです。そのなかでも、「社会慣習（しきたり）」では、「男性の方が優遇されている」という回答割合は全体の63.3%となっており、「政治経済活動」、「職場の中」の順に「男性優遇」の意識が高く、依然として多くの場面において、男性の方が優遇されているという意識が高い状況にあります。

また、このページ左下の「今後の取組の方向等」について、事前にご意見をいただいておりますので、別紙の資料2の1番をご覧ください。文章が抽象的であるというご指摘です。こちらについては県全体の広報啓発についての記述であることから、こういった記載になっておりましたが、ご指摘を踏まえ、具体的な表現に修正したいと考えています。

進捗状況に戻りまして、13ページをお開きください。女性に対するあらゆる暴力の根絶においては、上段の「過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合」は33.7%、下段の「配偶者暴力に関する相談機関の認知度」は55.8%でした。左側の「目標

に対しての達成状況」について、事前に質問をいただいております。資料2の2番をごらんください。上段の過去2年間にDVを受けたことのある者が減っていることについて、「配偶者からの暴力に対する認知度が上がったことが要因と考えられる」としております。その根拠についてですが、右の回答欄をご覧ください。この割合は、「過去に暴力を受けたことがある者（24.6%）」のうち「その行為が過去2年間にあったとした者の割合（33.7%）」を示しており、回答者全体に占める割合としては、8.3%となります。回答欄の最後の行にありますとおり、この回答者全体に占める過去2年間にDVを受けた者の割合は、過去の調査と比較すると大きく低下しており、これは、平成13年の法施行以来の啓発により、DVの認知度が上がったことが要因であると考えているところです。

進捗状況の13ページに戻りまして、下段のDV相談機関の認知度も低下したことについてですが、その要因の一つとして、「回答者に占めるDV経験者の割合が低下しており、相談窓口への関心度が低くなったこと」としてしております。その根拠についてですが、この調査の回答者におけるDV経験者の割合と相談窓口の認知度に強い相関がみられ、年ごとの回答状況が同じような変化をしております。よって、この調査の回答者に占めるDV経験者の割合が下がったことから、DV相談機関の認知度も下がったものと考えられます。なお、令和2年度のDV相談件数は、全国では前年比1.6倍と大きく増加しましたが、県内の相談件数は1.1倍と微増であり、その要因として定額給付金に関する相談が増えたものにとらえていることから、新潟県内の令和2年度時点においては、コロナ禍でDV被害者が増加したのとは認識しておりません。

進捗状況の16ページをお開きください。「生涯を通じた女性の健康づくり」について、がん検診の受診率ですが、50%弱でほぼ横ばいとなっています。資料2の4番の事前質問にも関連しますが、20代前半の受診率が22.6%と特に低いことが課題となっています。

20ページをお開きください。「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり」につきまして、「政治経済活動の場」における男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は、令和2年度の意識調査で58.3%であり、前回調査に比べ5.6ポイント増加しました。特に女性の回答割合が66.1%と高くなっております。

次に、21ページをご覧ください。上段の「新潟県の審議会等への女性の登用率」は、令和3年6月1日時点で36.7%であり、前年に比べ0.3ポイント増加しております。目標値を下回る状態が続いていますが、これは、法令等により特定の役職者が指定されている委員や委員推薦団体における女性登用が進んでいないことも要因の一つと考えられます。

別紙、資料2の5番をご覧ください。事前意見として、目標値をクリアすべく行った取

組についてですが、各審議会の所管課に対し、説明会での周知や女性登用向上の働きかけを行ったほか、特に登用率が低い部局に対しては、直接、働きかけを行うなどしてまいりました。これに加え、要綱の改正により、報告様式の変更や、団体の会長など、特定の職にこだわらない委員推薦を依頼する文書を発出するなど、取組を実施したところです。

進捗状況の22ページをお開きください。上段の県内事業所における「管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合」は、令和2年7月31日現在で17.4%であり、前年度より1.8ポイント減少しました。なお、この調査については、令和元年度から調査対象の抽出の方法を変更したことから、この表の数字については、来年度以降の推移も注視し、評価していきたいと考えています。

28ページをお開きください。上段の職場における男女の地位の平等については、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は令和2年度の県民意識調査で50.5%であり、前回調査に比べ9.6ポイント増加しました。また、下段の男性を100とした場合の女性の所定内賃金は79.3であり、その差は横ばいの傾向にあります。

続いて、29ページをご覧ください。「事業主行動計画の届出企業数」ですが、令和4年4月1日から、常時雇用する労働者101人以上300人以下の企業も義務化されることに伴い、届出数が大きく伸びております。

別紙資料2の6番をご覧ください。事前意見として、注釈の追記のご意見をいただきましたので、修正をしたいと考えています。

続いて、進捗状況の33ページをお開きください。「基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」につきまして、県内事業所における「育児休業取得率」は、女性の取得率が90.9%でしたが、男性の取得率は12.8%と上昇しております。別紙、資料2の7番をご覧ください。令和4年4月から育児介護休業法の改正について、追記をしたいと考えています。また、資料2の8番で、男性の育児休業取得率が伸びた要因について質問をいただいております。こちらにつきましては、昨今のワーク・ライフ・バランス促進の気運の高まりや、男性も育児に携わろうとする意識の変化などにより、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む企業等が増加しているためではないかと考えています。

34ページをお開きください。上段のハッピー・パートナー企業登録制度における登録数は、令和2年度末時点で1,161社となりました。ハッピー・パートナー企業は、職場における男女共同参画、仕事と家庭生活等を両立できる職場環境づくりについての、企業側の意識と取組を進めるために、県で制度運用を行っているものです。近年、登録数は順調に

増加しており、企業等における男女共同参画に対する意識が、一定程度浸透してきていると考えられます。

38ページをお開きください。子育て環境の充実については、目標指標上段の「放課後児童クラブ支援単位数」及び下段の「病児保育事業実施箇所数」とともに増加しており、ニーズの高まりに応じて環境整備が促進されてきているところです。

なお、40ページ下段の「地域子育て支援拠点の箇所数」と41ページ上段の「ファミリー・サポート・センター箇所数」が横ばいであることについて、別紙資料2の9番のとおり質問をいただいております。地域子育て支援拠点については、人口あたりの箇所数が全国最多であるなど、既に概ね整備がされた状態であると考えられます。また、ファミリー・サポート・センターについては、20市町村で実施されているところですが、その他市町村では「ニーズが少ない」など理由より実施されていないとのことです。いずれにしましても、市町村が実施主体となる事業であり、県としましては、市町村の支援をしてみたいと考えています。

以上、かいつまんでの説明で恐縮ですが、主な項目についてご紹介いたしました。

今後も、家庭、学校教育、職場、地域社会等、様々な場面において男女平等社会の形成推進のための周知・啓発活動を展開するとともに、男性にとっての男女共同参画の意義の啓発等も推進し、男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境整備など、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備等を促進してまいります。

次に関連施策の実施状況について説明します。53ページをお開きください。

第3次新潟県男女共同参画計画における関連施策については、計画の体系別に関連事業を整理し、54ページから66ページに渡って「基本目標、重点目標、施策の基本的方向別事業一覧」として掲載しております。一覧には関連事業・取組名のほか、実施担当課と令和2年度及び本年度の当初予算額を記載しております。また、掲載されている関連事業の概要や実施状況等については、別冊の「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業概要」にまとめております。この事業概要につきましては、ページ数が多いため、これまでと同様に推進状況の冊子には含めず、新潟県のwebサイトへの掲載による対応としたいと考えております。

県内市町村の状況について説明します。推進状況の冊子の69ページから71ページをご覧ください。ここでは、県内市町村における、計画の策定状況や政策・方針決定過程への女性の参画状況などについて取りまとめた資料を掲載しております。

別紙、資料2の10番をご覧ください。計画を策定している市町村数などが前年と変わっ

ていないことに対し、県が実施した対応等について質問をいただきました。今年度の対応としては、市町村主管課長会議や担当者を集めた研修等において、計画策定の意義や重要性などの認識を共有するとともに、必要な状況提供等を行っているところです。また、現在、計画策定を検討している市町村があることから、引き続き支援をしてまいりたいと考えています。

なお、75ページ以降は参考資料となっています。こちらについて、資料2の11番のとおり追加のご意見をいただいておりますので、ご指摘を踏まえ、追記することを考えています。また、資料2の12番にてご指摘いただいた点についても、修正したいと考えています。

以上で進捗状況と事前にいただいた意見等の回答についての説明を終わります。

(渡邊会長)

ありがとうございました。今、事務局からご説明いただきましたが、この内容について、ご質問あるいはご意見がございましたらご発言をお願いいたします。特に、事前にご質問、ご意見をされた方、また補足して意見などがございましたらお願いいたします。また、そのほかの委員も、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(畠山委員)

事前の質問事項の8番、男性の育児休業取得率です。回答としまして、いろいろな取組が必要だという内容でしたが、35ページの参考指標で、下段の県職員の育児休業取得率、特に知事部局などは倍近い取得率になっているのですけれども、この辺のところは、どのような取組をしたかということが明確に回答をいただけるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。こちらは人事部局が所管になりますが、私はあまり何か特別な対策をしたというように感じていないのですけれども、やはり世の中の流れと申しますか、特に国家公務員においては、強力に推進すると何倍にも数字が増えて、伸びているという状況もありますので、そのような状況も踏まえて数字が伸びていると思っています。

(渡邊会長)

今のご回答について、畠山さん、いかがですか。

(畠山委員)

ありがとうございました。とても喜ばしいことですので、これからますます割合が高くなっていくことを期待しています。

(渡邊会長)

ありがとうございました。この点なのですけれども、第一子とか第二子とか、そういうことは分かりますか。今は分からないでしょうか。

(事務局)

そこまでは、この表上からは分かりません。あとで担当に確認してみます。

(渡邊会長)

分かりました。そのほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(若桑委員)

事前に提出した意見のNo.10、No.11について質問させていただきます。

「計画策定状況」とその背景となる「条例制定状況」の市町村が 昨年と変わっていません。男女共同参画社会基本法9条では、計画を策定していない市町村も“国の政策に準じて男女共同参画を推進しなければならない”ことが責務として掲げられています。県として条例や計画を制定していない市町村に対し、推進状況の確認をしなければならないと考えますが、具体的にどのようなアクションをしているか伺いたいのがNo.10の質問です。

No.11は、掲載基準についてです。参考資料の75ページに関連する条約、法律、条例等が掲載されていますが、男女雇用機会均等法の掲載がありません。最近ではDV防止法が改正され、保護の適用対象等が明確化されました。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律も制定されました。これらはジェンダー平等に関する重要な政策だと思います。一方で、女性差別撤廃条約の全文が掲載されています。必要な部分は前文と1条から6条までと10条で良いのではないかと思います。検討をお願いします。

(渡邊会長)

ありがとうございます。今の点について、いかがですか。

(事務局)

前半いただきました市町村の状況につきましてですけれども、市町村の条例又は計画策定につきましては努力目標ということになりますので、県としては市町村に対し、これからも支援を続けていきたいと思っております。

また、後半いただきました法律等のご意見につきましては、こちらで修正したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(若桑委員)

追加させていただきます。

計画策定は努力義務ですが 施策の推進は責務です。県全体のレベルアップを考え、アクションとる必要があると考えます。

(渡邊会長)

この点について、とりわけ町村についての県からの働きかけの現状はいかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。回答にあげさせていただきましたように、研修等、いろいろな取組を行っているところですし、市町村、財団等とも連携してやっていきたいと思っております。いずれにしましても市町村に対しては、研修、会議等を通じまして、条例、計画についてはもとより、業務の中身につきましても支援してまいりたいと思います。

(若桑委員)

県全体の状況をどの程度把握するか、前年に比べて県全体がどの程度水準がアップしたのかは、県として把握しなければならない重要な事だと思います。

(渡邊会長)

例えば各町村の進捗状況ですね、その辺はどう把握されているのかということについてはいかがですか。どんなに働きかけてもなかなか前に進めないとか、そういった状況の場合には、原因等も含めて検討をお願いしたいと、そういうところなのではないでしょうか。いかがでしょうか。

(若桑委員)

法律で責務として定められていますので、県の立場として市町村に対し、行動を起こしてもよいのではないかと思います。

(事務局)

進捗につきましては、進捗状況の70ページ等に掲載してあるとおりでございまして、こちらの変化につきましては、当然、県でモニタリングしているところです。

市町村におきましては、市町村の責務で男女共同参画に限らずいろいろな仕事をやっていますので、県としてできるだけ支援していききたいと思っております。

(若桑委員)

よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

なかなか町村で進んでいかないということは、全国的にそのような傾向があるとは思いますが、その辺は、たゆまず努力していただきたいと思っております。

(富澤委員)

47ページのところで、NPO法人の数、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人の数も指標に入っていて、実は少しずつ法人の数は減ってきていますので、もし可能であれば、目標に対しての達成状況の説明文のところで一つ加えていただきたいと思います。上から4段目の「令和2年度は新潟県内のNPO法人数全体が減少したことから」という説明になっていますが、理由としては、「令和2年度は解散や認証取消し、合併などにより、NPO法人の数が減少したことにより」というように、少し理由を書いていただくと、なぜ減ったのか市民の方は分からないと思うのでいいと思います。自分たちで解散するという例が一番多いのですが、ここ最近では、県から認証取消しを受けるという例も出てきているので、この傾向はおそらく今後も続いていって、増えるというよりも、多分、減る可能性もあるということ、説明書きで加えておいたほうがいいかと思います。合併も今後出てくると思います。草の根の団体同士が一つに合体していくと、数が減り続けるということがあるかと思っていますので、可能であれば加えていただけるといいかと思います。以上、意見です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。この点についての詳細は、富澤さん、何かご説明いただけますか。

(富澤委員)

認証取消しは最近出てきていますし、会員の高齢化で、NPO法人が自分たちで解散していくという事例を最近よく聞きますので、事実として、理由を加えておいたほうがいいのではないかと思います。

(渡邊会長)

分かりました。ありがとうございます。この点について、いかがでしょうか。そういった理由を示していただいたほうが、何かNPO活動が停滞しているとか、そのように見られてしまうということもありますので。今の高齢化というお話であれば、確かに厳しい状況だと思いますけれども、その点についてもご説明を加えていただいた方がいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。担当課に確認しまして、修正する方向で検討したいと思います。

(渡邊会長)

そのほか、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

まだ時間がございますけれども、ご質問、ご意見がある方は、次の議事終了後にまだ時

間がありましたら改めてお願いいたします。資料そのものが大部ですので、なかなか時間的に全てを確認して意見を言うことは難しいと思いますので、後で時間がありましたらいただければと思います。

それでは、第3次計画の進捗状況についての議事は以上で終了したいと思います。第3次計画の進捗状況については、今のご意見を踏まえて整理し、令和3年度版の進捗状況として公表させていただきたいと思います。

次に、第4次計画の修正後の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3「第4次新潟県男女共同参画計画」素案新旧対照表により、修正を行った主な部分についてご説明いたします。

まず、1ページ、計画策定の趣旨の中段ですが、コロナ禍による変化だけでなく、支援を必要とする女性を取り残さない旨について、追記いたしました。

次に4ページの中段ですが、「国の動き」について、国の第5次計画策定に当たっても、コロナ禍に伴う変化や女性の諸課題等を踏まえている旨を追記いたしました。

次に12ページ下段の(5)「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」について、女性の自殺が増加傾向である旨を追記し、続く13ページ下段に女性自殺者数のグラフを挿入しました。

続く14ページですが、先ほどご説明しました現計画の進捗状況がとりまとまったことから「指標から見た前計画の達成状況」について記載いたしました。

次に21ページをお開きください。中段のイ、人口減少・少子高齢化社会の項目について、単なる女性の人口動態として捉えるのではなく、女性に選ばれる環境をつくるという趣旨から、項目名を変更しました。

次に24ページをお開きください。SDGsについて、説明が不足していたことから、これを追記するとともに、続く25ページ下段に用語解説も追記いたしました。

次に33ページをお開きください。前回いただいたご意見を踏まえ、教育についてもアンコンシャス・バイアスを無くしていく旨の記載を追記いたしました。

次に、39ページをお開きください。リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、単なる健康などではなく、女性の権利であることなどについて記載をした方が良いというご意見を踏まえ、記載の順序を変更するとともに、女性が自分らしく生きる権利である旨の記載を追加いたしました。それに伴い、続く40ページのグラフを差し替えました。

続いて41ページをお開きください。上段のウで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの

学校教育の記載を追記するとともに、(2) のイで、コロナ禍で増加している自殺に対応するため、自殺への対策の記載を追記いたしました。

次に50ページをお開きください。女性の県内定着について、こちらも単なる女性の人口動態として捉えるのではなく、女性に選ばれる環境づくりを目指すという趣旨で、項目名を修正いたしました。更に51ページ下段に(3)として、環境づくりに関する項目を、再掲ではありますが追加いたしました。

次に63ページをお開きください。男性の家事について、生活や健康の維持に重要であることや、男性に対するアンコンシャス・バイアスも存在する旨の記載を追加いたしました。

次に67ページをお開きください。事務局案として、ヤングケアラーに関する記載を追記することを考えたのですが、ヤングケアラーについては、今年度、支援検討会議を新たに設置し、実態把握を始めた段階であることから、記載を見送りました。

次に70ページをお開きください。子育てに比べ介護の項目が少ないという指摘を踏まえ、介護についての記載を追加いたしました。

次に73ページをお開きください。生活困窮に関する対策に関して、より記載を充実させる観点から、県が女性財団と連携して取組を始めた、女性支援とNPO等との連携体制構築について追記いたしました。

次に77ページをお開きください。1(3)に、県の出資法人である女性財団について、今後も県と連携して取組を推進していくことから、その旨を追記するとともに、2(1)で、計画の進行管理における男女平等社会推進審議会の関わりについて追記いたしました。

今回ご説明する内容は以上です。よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただきました次期計画素案について、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(高野委員)

確認なのですが、**「アンコンシャス・バイアス」**についての表記が、今、ご説明された中で2点あったと思うのですが、33ページにあるアンコンシャス・バイアスについての文言は**「無意識の思い込み」**という書きぶり、もう一つ、62ページにもアンコンシャス・バイアスとあって、そちらは**「無意識の偏見」**という書き方なのですが、これは意図をもって書かれたということではよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。特段、意図をもって使い分けたわけではないので、そこは確認いたします。

(渡邊会長)

国のほうでは「無意識の思い込み」を使っています。揃えていただいたほうがいいのかと思います。ほかにはいかがでしょうか。

(若桑委員)

前々回の会議資料1に、「県民意識調査から、固定的役割分担意識が根強く残っていること等から、当県の課題解消道半ばになっている。そのため次期計画においても現計画の枠組みを継続し、当県の課題を基本目標に引き継ぎ、明確にしていくことです」とあり、これに基づいて素案の提示がされました。

意識調査は、回答者の半数以上が60歳以上であり、固定的役割分担意識は根強く、県全体の状況を表しているのかどうか疑問であります。調査結果をそのまま受け入れ、素案に反映すると大きなリスクを負うことになるのではないのでしょうか。

(渡邊会長)

この点については、県の方で、当然、年代別も出されていますね。おそらく、それを踏まえて計画等を立案されていると思うのですが、その点についていかがですか。県の方でご回答いただけますか。

(事務局)

意識調査の結果ということについてはですが、委員ご指摘のとおり、高齢者の回答割合が多いのはそのとおりでございます。こちらもその点は認識しておりまして、年齢別ではどのような割合なのか、というところも見ております。

若い方の方が意識が進んでいるということもそのとおりなのですが、そこは、年代によって少しずつ状況が改善していっていることが見て取れます。ですから、これは周知啓発又は教育の結果、若い人の意識が向上しているということだと思いますので、これを続けていくことが必要なのだろうと思っています。

(若桑委員)

60歳以上の人が半分も占める回答者の調査で、県全体が固定的役割分担意識が高いという判断はしない方が良くと思います。

次の意見に移ります。素案の「施策の方向、施策の展開」のほとんどの文章が、第3次計画の丸写しです。課題に向き合う姿勢や危機感が感じ取れません。5年前と状況が違いますので、現状に合わせた文章に書き直した方が良くと思います。

(渡邊会長)

この点に関しては、いかがですか。

(事務局)

こちらの計画につきましては、基本的に、最終目的に対する計画の中心となる考えは大きく変わらないのだらうと思っております。その上で、引き続き取り組むべきところは取り組んでいき、時代の要請により新しく加えるべきところは新しく加えるというところで、今回、記載したところです。

(若桑委員)

計画に期待をしている人や、勘案する市町村の計画に向かい合う胸中も踏まえていた方が良いのではないかと思います。

(渡邊会長)

ただ、実際にはかなり変化は出てきてはいるのですけれども、これは予想されたような変化ではないのです。今、国も「アンコンシャス・バイアス」なんて、いまだにこんなことを言っているということ自体、こんな調査を大々的にやるということ自体が、私はやはり非常に遅れていると思います。さらに、国全体に比べると、どちらかと言うと大都市にバイアスがかかるような結果、当然人口比からも出てきますから、それで考えると、やはり新潟県全体としては従前から繰り返し目標とされてきたことについては再度繰り返していかないと好ましくないだらうと思います。ですから、かなりこの辺は進んできたとか、そういうような楽観的な形の言説を計画の中に入れないということはやはり必要だと思いますけれども、いかがですか。

(若桑委員)

5年経過して「施策の方向、展開」が同じ文章であることが気になります。

(渡邊会長)

それは、5年間でそう簡単に変わらないということです。

(若桑委員)

そういうことですか。

(渡邊会長)

「アンコンシャス・バイアス」なんて、私は90年代位からずっと教育で言っています。だけど、それがやはり変わってこないのです。これがなかなか、岩盤のように変わってこないということがあって、私などはイライラしますけれども。ただ、それでも、確かに若い人は、かつてに比べると確かに変わってきていることは間違いありません。間違いのないの

ですけれども、この社会の中で、やはり今、若い人の世代構成比率自体が少なくなってきたということがありますし、65歳以上が新潟県では3割を超えているわけですから、やはり社会の中でまだ一定の中高年齢層、中高年の比率が高いということは、それが社会の中でそれぞれの地位を占めている人が多いわけです。そうすると、やはりなかなか変わっていかないという部分があるので、そこは絶えず、繰り返し繰り返しやっていかないと、やはり厳しいのかなと思います。というのは、私は90年以降、いろいろな県、あるいは各市町村の一部ですが関わってきていますけれども、ずっと同じことをやっているのです。ただ、ずっと同じことをやっていることに、それが無意味である、というようには全く思っていないくて、本当にこれは繰り返しやっていかないと、慣習とか、あるいは意識というものがなかなか変わっていかないということは身に染みて感じているというか、本当に私が生きているうちにちゃんと変わるのだろうかというように危惧を感じる、少しオーバーですけれども、そう感じています。

(若桑委員)

発言の基は、女性活躍というものを強く表面に出した方が良いのではないかとということです。

次の質問に移ります。前回の会議でも発言しましたが、素案1ページの「計画策定の趣旨」についてです。男女共同参画の原点は、人権尊重とジェンダー平等であり、それを強調し、文書を展開させていくことが必要と考えます。例えばジェンダーの主流化については、県民一体となって取り組むべき課題であること、現在は労働力減少時代、脱炭素社会デジタル社会、人権尊重の理念の高まりなど女性活躍の社会が求められていること、女性が各分野において能力を発揮する機会・環境は、日本の発展、日本の将来を左右することなど、発言時間の関係で結論から意見を言わせてもらおうと素案の最後が2行で結ばれています。締めくくり文章の重要性を鑑み、参考文を提示しますので、その中の5点を明示しながら「計画策定の趣旨」の文章を展開して欲しいと考えます。

(渡邊会長)

どこに入れたいということをお考えなのですか。

(若桑委員)

最初に、男女共同参画の原点、人権尊重、ジェンダー平等を強調して、これを軸にして文書を展開する。その展開文の中に入れて欲しいということです。

(渡邊会長)

何ページのことをおっしゃっているのですか。

(若桑委員)

1 ページの「計画策定の趣旨」です。

(渡邊会長)

趣旨の最後の方ですか。

(若桑委員)

趣旨の展開の中で5項目の内容を明示して、文章を展開させるということです。初段は人権尊重、ジェンダー平等という原点を強調し、それを軸に5つの課題を明確にして文章を展開するということです。

素案の「計画策定の趣旨」の最後の2行の修正案を提示すると、

「こうしたことから、①男女平等社会の早期実現のため「第3次男女共同参画基本計画」の成果や課題をもとに、②近年の社会情勢の変化や市民意識、またSDGsの視点に重点を置いた上で、③性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的志向、性自認など多様性を認め合い、誰もが希望をもって参画活躍できる、④多様性社会の実現に向けた取り組みを進めるため、⑤新たに「第4次男女共同参画基本計画」を定めるものです。」

(渡邊会長)

今の点についていかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。この計画の文書、特に最初の書き出し、趣旨のところでございますが、委員ご指摘いただきましたような趣旨も本文中勘案しまして、そうしながらも、前回、審議会でご説明したとおり、簡潔な文章ということにも努めたいと考えております。

その辺り、事務局の考えとして、前回、審議会でお話いたしましたので、できればこのままでいきたいと思っております。

(若桑委員)

特に女性活躍はこれから未来社会、日本にとって成否を分ける大きな問題であることを、この計画の趣旨に入れていただきたいと思います。

(渡邊会長)

ただ、男女共同参画社会という文言の中に女性活躍についてということは、そもそも盛り込まれているわけです。基本のところ。それはある意味、大前提ということであるので、それは、あえて入れる必要はないのではないかと思います。

なおかつ、これは私見ではありますが、「女性活躍」という言い方は、やはりあ

まり好ましくないだろうと思っています。「女性活躍推進法」ということについて、女性も男性も、あらゆる自分自身の能力を、様々な領域、政治、経済、社会、文化、あらゆる領域において発揮することができる、それを妨げることは何も無いような状況を作り出していくということ。あと、「共同参画」という言い方はそもそも好きではないですけども、「男女平等社会」というものであることは、もう、当初の男女共同参画社会、男女平等社会を目指すというところの大前提となっているのです。ですから、大元のところで、それは実際には担保されているとされていて、これは、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法というところを大元として、当然、県の条例、そして計画となっているので、そう建付けとしては間違いではないのではないかと考えています。そういう意味では、おっしゃっているところについては包含されているものと私は見ているのですけれども、いかがでしょうか。

(若桑委員)

どのように県民が取るかという問題だと思います。意識啓発は重要ですが、現在はそういう段階ではなく、女性活躍を進めて行く実行段階だと思います。日本の未来を考え、「計画の主旨で明確に表現することが必要でないか」ということです。

(渡邊会長)

分かりました。実際に、おっしゃっていることは非常によく分かるのです。そのとおりだと思うのですけれども、意識啓発というのは、実際にこの問題というのは、もともと性別役割規範の問題があるわけです。根底にあって、家父長制社会ですけれども、性別役割規範の問題というのがあって、それは、言うなれば、最近、「アンコンシャス・バイアス」なんて、今さらという感じがするのですけれども、このように言われているのも、やはり、なかなか意識が変わらないということです。未だに、これもいろいろな議論がありますけれども、夫婦別姓が認められないとか、本当にいかんともしがたい状況が続いているということは、やはりそういった頑迷な意識というものがあって、それを変えていかなければいけないということなのです。ですから、やはり意識啓発というのは極めて重要です。

本当に変えたいということであれば、私は以前からそう思っていますけれども、完全に法律で変えなければだめだと思っています。つまり法律で、全てについて、やはりそれは罰則規定を設ける形の法律の改正というものが重要だと思います。

ですから、本当に、こう言うと身も蓋もないのですけれども、やはり都道府県、市町村でやれることは限られているのです。ですから、実際、限られているけれども、やれる範囲内でやっていくということが本当に重要なことだと思っています、そういう意味で、もち

ろん、若桑さんがおっしゃっていることは非常によく分かりますし、正論だと思っておりますけれども。

(若桑委員)

意識を変えるということが必要です。ただ、今の時代は社会変化ではなくて社会変革です。意識を変える時間は待っていただけなく、女性活躍を前面に出し実行しないと、先ほども言いましたように日本の発展はないと思います。

次の意見に移ります。素案の 21 ページに取り組むべき課題がありますが、女性活躍はスピード感をもった対応で推進していかなければならない課題であり、順序をイ、ウ、アに変えた方が良いのではないかと思います。この順序の位置づけ大事です。

(渡邊会長)

県としていかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。21 ページの取り組むべき課題、ア、イ、ウの三つの並びなのですが、基本的に、基本目標の並びに準拠して並べておりますので、こちらについては、できればこのままにしたいと思っております。

(若桑委員)

今の回答との関連で素案の計画体系「基本目標Ⅰ～Ⅲ」の並びを見直す必要性を感じます。女性活躍を前面に出した計画体系は、各市町村が県の計画を勘案する場合において女性活躍という緊急性を意識してもらうことに繋がります。日本のジェンダーギャップ指数が 156 か国中 120 番、その中で新潟県は、各都道府県順位 43 位という状態から脱皮する一方法ではないかと考えます。

素案の計画体系は 2006 年の啓発段階からの継続ということですが、文言等については今の状況に合わせて修正する方が良いと思います。基本目標Ⅰの重点項目 1 は、「男女平等意識の浸透」から「男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進」へ、まだ基本目標Ⅰの重点目標の 3 は「男女平等の視点に立った教育・学習の充実」に「人権尊重の理解の促進」を加える。「生涯を通じた健康づくり」に「暮らしや健康への支援」を加える。また基本目標Ⅱの 6 番として、人生 100 年時代・デジタル社会・脱炭素社会等に対応した女性の各分野での活躍環境を鑑み「科学分野における男女共同参画」を付け加える。

またケアについても重要課題であり、基本目標Ⅲの重点目標 3 に、「子育て環境、介護体制の充実」とあるが、ケア体制の充実ということも考慮してほしい。女性の活躍時に子どもの面倒と親の面倒を見なければならないダブルケア、18 歳未満の子どもが親の介護

等に時間を取られ勉強に身が入らないヤングケアラー、老障介護などへの対応が必要であります。

また計画の推進についても、新潟県が全国レベルで低位であることを鑑み「推進体制の整備強化」と修正し対応を図ってほしいと考えます。

(渡邊会長)

分かりました。今、概要をお聞きしましたけれども、これは計画の体系や、根幹に関わる問題なのです。それについては、既に今まで議論してきたわけです。ほかの委員の方々と、今のご意見について、意見をお伺いしたいのです。いかがですか。どの点についてでもいいのですけれども。

(野村委員)

ここに出ておられる方、女性の方もそれなりに社会的地位の方々がいらっしゃって、本当に活躍されている方ばかりだと思うのですけれども、私はパート主婦で、周りはほとんどパート主婦か専業主婦の方ばかりです。今、若桑委員から、女性活躍ということを非常に言われていたのですけれども、はっきり言って、女性活躍しようと思っている方は私の周りにはほとんどいません。今の状況が一番安定しているという感じです。私はこういうところに出てきてしまったりするくらいですから、やはり飛んでいるというか、少し違うというように見られているのですけれども、何もなくて、ご主人の収入もそこそこあって、自分も少しお小遣い程度にパートをやって、もうそれ以外は、別に社会に出てどうしようという気はあまりない、という方がほとんどです。

なぜそうなのかというと、やはりお金なのです。収入なのです。やはり、昔からずっとその路線できているので、自分が働いたとしても旦那さんの収入の方が断然多いので、何か言うと、「じゃあお前それだけ稼いできてみろよ」と言われれば、それはできないわけです。やはり、男女なんとかという前に、生活、経済基盤がある者の方が上になってしまうのです。変な話、私の主人ももう定年で、セカンドライフのような形になっているのですけれども、そうしたら、私と主人の収入がほぼ一緒になったのです。そうすると、どういうわけか、その辺のバランスが、今まで主人の方が当然多かったのですが、何となく私が主人に「ははあー」という感じだったのですけれども、「これは私が出すから、あなたこっち出して」というような、そういうような折半でやっていくうちに、なんとなく、男女共同とかそういった概念は全く取っ払って、なんとなく力のバランスが一緒になってきたというような感じを受けています。

ですから、女性活躍というよりも、まずは女性が、どうしたって、やはり経済的なもの

ということを抜きにして話ができないと思うのです。だから威張っていいとかそういうことではないと思うのですけれども、女性でも賃金というか、働くものに見合った賃金を貰える人は貰っていった方がいいし、中には、活躍しなくてもいい、私は家庭をしっかり守って、子育てをしっかりやって、そういう面で自立している方もいらっしゃるの、それはそれで、家庭の中で活躍されているので、それはそれでいいと思うのです。多様性を認めるというのであれば、それも認めてもらいたいと思います。何か旧態依然、女性が家庭に入って男性が外で活躍することを是とすることに関して、それが悪いように取られているのですけれども、そうではなくて、それはそれで、家庭にすることが何かよくないような言われ方をするのもすごく心外だし、そういう雰囲気になったことで、その家庭を守っている女性、しっかり守っている女性の方が何か貶められてしまうということも、それも違うと思うのです。ですから、女性活躍というのは前面に出していかないといけないと思うのですけれども、人間としてどうかということを確認して、考えていったほうがいいと思います。基本となる考え方、「支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう施策を進めていくことが重要です」とせっかく付け足していただいたのですけれども、女性でなくても、男性の方でも、ずっと結婚せず一生懸命働いてきたのだけれども、そこで体を壊して取り残されてきているという方もいます。婚期を逃して50歳代後半、60歳くらいになってそんな方もいらっしゃるの、これは女性に特定するべきなのかどうか。女性の方が多いのかもしれないですが、地元の田舎の方では、男の方が結婚もしないで、老親を診て本当に何か取り残されたような状況になっている方も、職業柄、見受けることがありますので、そこは何か、もう少し広く見ていただきたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございました。本当に意見は多様だということが非常によく分かるご発言だったと思います。ほかの方でご意見、いかがでしょうか。

(畠山委員)

プランの全体的な体系についてですが、なかなかやはり意識というのは進んでいない、進んでいないということで、そのためには、体系についてはこれを引き継ぐ、大きく言えば、今までを引き継いでいくという状況というのは大事なことではないかと思っています。

先ほどの計画策定の趣旨についてですが、若桑さんのお話も「ああそうだな」と思うのですけれども、やはり、この計画全体の中に、多様性とか女性活躍とかありますので、趣旨については、あまりボリュームが膨らむよりも、何を一番言いたいかというところを表

現することが大事なのではないかと思うので、先ほど会長がおっしゃったように、基本計画にもありますし、この計画の中にもいろいろ盛り込まれていますので、案として出たこれでいいのではないかと思います。

それから、体系の意識啓発とか女性活躍の順番についてなのですが、やはり意識啓発が一番大事なのではないかと思います。ほか的大事ではないということではないのですけれども、女性活躍もとても大事だとは思うのですけれども、まず意識啓発があって、そしていろいろな取組がある。先ほどの意見でいろいろな取組が出て、それももっともだと思うのですが、そういうものはそれぞれの重点目標とか施策の基本的方向の中で盛り込んでいく。計画の目玉でしょうか、重点目標の中でもどこを重点的に取り組んでいくかというところをはっきりさせていくといいのではないかと思います。

人権についても出ましたけれども、男女の取組というのは、大元は人権だと思いますので、この辺も含まれていると考えていいのではないかと考えております。

(渡邊会長)

ありがとうございました。今、畠山さんがおっしゃったように、基本、人権、それからメインストリーム化とか、そういうのは大前提だと思うのです。ですから、それももう全てここに包含されているというように私は思っているのですけれども、ほかの方のご意見はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

私も、若桑委員おっしゃったことを、「ああ、そうだな」と思いながら伺ってはいますけれども、やはり時代が女性の活躍を求めているからといって、それを前面に出すというよりも、普遍的なとか本質的なところをいちばん最初に持ってきて構成する形の方が望ましいだろうと。活躍する社会になっているから活躍しろとか、それは少し違うのではないかと。それぞれの人がそれぞれの考えで生きる、それを認め合う社会ということが大前提にあるかと思っています。

最初の趣旨のところのボリュームの件で、先ほど、私の前にご発言された方がおっしゃいましたが、私もこの意見に賛成です。一つ、もし私が引かかるとするならば、冒頭の1行目の、「全ての人々が生きがいを持って安心して暮らす」というところが、生きがいを持ちきれなくても安心して暮らせる社会のほうが私はいいなと思っていますが、特に修正を求めるものではなくて、今回ご提示いただいたところに方向性はすべて入っているのではないかと考えます。よろしく申し上げます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。そのほか、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もちろん私も若桑委員がおっしゃっていることというのはそのとおりだと思ってはいます。全っておっしゃっていることは必要なことであると思っています。

ほかの委員の方のご意見をお伺いしていると、基本的には若桑委員のご意見には賛同しつつ、ただ、この計画案の体系、計画の中身は、ある意味十全に表現しているのではないかと。ですから、県民の方々がこれを見たときに誤解されるのではないかとすることは、そんなことはないのではないかと私は思います。

この点について、ほかの委員の方々、いかがですか。

(高野委員)

ありがとうございます。皆様がおっしゃった内容にまったく同意しておりまして、私自身も、「女性活躍」という言葉が実は大嫌いで、今まで活躍していなかったのではないかと、思うように思われることが非常にしゃくなのですけれども、価値観を押し付けないということに尽きるのではないかと思います。もちろん、今まで、今ひとつ職場内で活躍できていない状態で、活躍したいと思っている方に対しては、その周りの人がどのようにしていくかということを考えなくてはいけなくて、その意識啓発というのは非常に大事になってくると思います。でもやはり、私も10年くらい社内研修などで「ワーク・ライフ・バランス」とか「女性活躍」などをテーマにやっていますけれども、やはり意識改革というのは非常に大変なことだと思います。日本文化を変えていくということは、5年とか10年とかではなくて、もっと長いスパンがかかるのではないかと考えております。

先ほどお話されていた方で、1ページの、私も少し気になってしまったのですけれども、「支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないように」という文言が、そこで女性を入れてしまうかということが気になったので、そこだけ、私も意見として言わせていただきたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございました。今の最後の部分については、今回入れたところで、前回、どの委員の方でしたか、ご意見に沿って確か入れたのだと思うのですが、その辺、また少し検討していただいてということでもよろしいでしょうか。誰一人取り残されることなくというのは、女性、男性にかかわらずということに間違いはないですから。少しご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

それから、最初の活躍については、私も、おっしゃるとおりだと思います。「お前、活躍しろよ」と言われるとすごく不愉快な感じがするのです。ただ、当然、女性が社会の中

で、女性であるが故に何かができないという状況が今までずっとあったので、それから考えると、「女性活躍」という言い方は、社会の必要に応じた形で、私もあまり好ましくないと思う言葉ではありますが、そういった機会がきちんと平等にあって、それが発揮できる場所がきちんと保障されなければいけないということはおっしゃるとおりで、それを「女性活躍」という言い方とすればそれはそのとおりかもしれないとは思いますが、ただこれを第一というのはどうなのかというのはあります。

今、ご意見をお伺いして、大勢としては、基本的に若桑委員のおっしゃっていることはみんなそのとおりだと思うけれども、体系としてはこれでいいのではないかと。実際に、おっしゃっていること、若桑委員が指摘されていることというのは、必ずしも計画の中に取り入れられていないことではない、と皆さんお考えになっているのではないかとと思うのですが、いかがですか。

若桑委員は、おそらく私より年齢が上だと思うのですが、なぜそのようにジェンダー平等ということをちゃんとお考えになっていくようになったのかという、その意識の変遷などもいずれお聞きしたいと思います。そういった機会も設けながら、今は新型コロナウイルス感染症で無理だと思いますけれども、それぞれ今まで、どういうきっかけで、どのように自分が変わっていったのかということをお互いにお話できれば、もっと根本のところの理解ができるかなという気がしました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(畠山委員)

14 ページの「前計画の達成状況と現状及び課題」のところですか。この中で、指標からみた前計画の達成状況が基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに沿ってコメントされているのですが、これを表と一緒に見比べながら読ませていただいて、このプラン全体としてはどうだったのかということがよく読み取れなくて、「何々については達成したけれども何々については達成しなかった」ということがア、イ、ウに盛り込まれていますが、プラン全体としての評価というか、そういうものがあるといいのではないかと思いました。

例えば、「達成できたのが何項目だった」など、達成できない状況や項目もあると思うのですが、全体的なところをコメントに入れると、より、第3次計画についての施策の取組はどうだったか、というところを、ぱっとつかめるのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

(渡邊会長)

ありがとうございます。この点については、先程来、若桑委員がおっしゃっているよう

な形で、第3次計画が一体、何が達成できて何が達成できないのか、それはなぜなのか、ということ踏まえて第4次計画を作るということがもちろん根本ですので、それは私も当然必要かと思えます。ここは、先ほどの若桑委員のご意見も踏まえつつ、第3次計画と第4次計画の関係、そこをどう踏まえてどのように今後進めていくのかということについては、確かに入れる必要があると思えますが、ほかの方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大まかな点ではこの素案でよろしいでしょうか。

(若桑委員)

すみません、言い洩らしたところがありますので一言。

基本目標のⅡの重点目標3ですが、これは、人権との関連でいうと、女性を個人としてみなさない人口動態としてみているような感じがします。女性の行動こそが地方を繁栄させるものだという認識で受け止める人もいると考えます。個々の人の人権が尊重され尊厳をもって個人が生活できるという社会の考え方に沿って、Uターンという用語は除いたほうが良いと思えます。

最後にこの素案計画策定にあたって3次計画からの丸写し文章が多いことに関連し質問をしたい。計画策定に当たっては男女平等社会推進課が「基本的な考え方・方針」を各主管課に伝え、主管課からは、今までの検証と新たな課題等を提案してもらい、それを事務局と調整し、かつ、次の5年間を見据えて「施策の方向・施策の展開」を策定するものと思っていました。各主管課の参画のあり方と、調整会議との関連を事務局から説明願えればと思います。

(渡邊会長)

簡単をお願いします。

(事務局)

男女平等社会推進課と各課のやり取りについて簡単にご説明しますと、今、ご指摘ありました調整会議の幹事会で大枠を説明して、各課で検討してもらいます。当課でも案を考えながら、一緒に案をやり取りしながら作ったものが、この文章ということになっております。

(渡邊会長)

よろしいですか。基本的には、若桑委員がおっしゃった手続きを踏んでいるものと思えますけれども。

(若桑委員)

それでこんな同じ文章になるわけですか。

(渡邊会長)

それは、進んでいないということです。実際にはそう簡単に進まないということです。

(若桑委員)

承知しました。

(渡邊会長)

それは、やはりより一層の努力をしていただく必要があるということです。審議会としても、当然、それぞれの主管課に対して、いろいろな、こういった意見が出ているということを、各主管課に伝えていただくということが何よりも必要かと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、基本的な素案については、これで決定したということでよろしいでしょうか。

ただ、一部、例えばいちばん最後のところや、3次計画と4次計画の関係について、総合的にいくつかの文章を入れることが必要ではないかというご意見もごございますので、完全に取りまとめに至らなかった部分につきましては、私と事務局で調整の上、素案として決定し、その内容を皆様にご報告を差し上げるということでよろしいでしょうか。

それでは、これで議事を終了させていただきたいと思います。

続きまして、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(事務局)

渡邊会長、ありがとうございます。事務局から事務連絡いたします。

本日、当審議会において決定していただきました素案をもとに、今後、パブリックコメントを実施する予定としております。次回の審議会では、パブリックコメントの意見等を踏まえ、知事への答申案を審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、今回は、年明けの2月頃に開催することとし、追って日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

(渡邊会長)

何か質問はございませんでしょうか。次回の審議会は2月頃の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を閉会します。お疲れ様でした。

(終 了)